



# SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

## 県内の交通事故発生状況

《令和6年2月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	368	3	451
前年	419	7	496
増減	-51	-4	-45

### 〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	135	3	84
前年	125	2	67
増減	+10	+1	+17

## 新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動 令和6年3月15日(金)～4月15日(月)

運動の重点

- ① 通学路・園外活動の経路における安全な通行の確保
- ② 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ③ 高齢者の交通事故防止と安全運転意識の向上
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進



### ★新入学（園）児の交通事故防止★

子ども（中学生以下）が被害となる交通事故の約5割は、**自宅付近**で発生しています。

また、事故時の状況では、**歩行中は飛び出し**が多く、**自転車乗用中は交差点通行時**が多く発生しています。

運転者の皆さんは、**学校・幼稚園・公園**など子どもの行き来が予想される場所を通行するときやひとり歩きの子どもの見かけたときは、**徐行や一時停止**をして子どもの動きに注意して運転しましょう。

### ★高齢者の交通事故防止★

夜間に高齢の歩行者が被害に遭う交通事故が多いことから、いち早く歩行者等を発見するために**先行車や対向車がないときは、こまめにハイビームに切り替えて運転**しましょう。

**高齢者マークの車**に対しては、**幅寄せや割り込みなどはせず思いやりの気持ちをもって運転**しましょう。



### ★横断歩道利用者ファースト運動の推進★

**横断歩道は歩行者優先**です。

信号機のない横断歩道の手前には「**横断歩道あり**」の路面標示（**ダイヤモンド**）や道路標識が設置されています。

これらが見えたら、歩行者等の有無をしっかりと確認しましょう。歩行者等が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道をゆずりましょう。また、歩行者の方は、**手をあげる**などして**横断する意思表示**をしましょう。

# 春の全国交通安全運動

## 令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

運動の重点

- ① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



### 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

#### ◇◇思いやり運転で交通事故防止！◇◇

歩行者事故の多くは、**飛び出しや車両の直前直後の横断**によるものです。

子どもや高齢者を始め、歩行者を見たら**徐行や一時停止**などして、十分注意して運転しましょう。

#### ◇◇歩行者の交通ルールの遵守！◇◇

道路を横断するときは、**近くの横断歩道**を利用して、**左右の安全確認**をしましょう。また、信号機のあるところでは、**信号に従って横断**しましょう。

### 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

#### ◇◇横断歩道は歩行者優先！◇◇

滋賀県では、「横断歩道利用者ファースト運動」を推進しています。

信号機のない横断歩道の手前には、「**横断歩道あり**」の**道路標識**や**路面標示(ダイヤモンド)**が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で**一時停止**しましょう。

#### ◇◇歩行者は横断する意思表示を！◇◇

道路を横断するときは、**左右の安全確認**をして、手を上げるなどして**横断する意思表示**を運転者に伝えましょう。

#### ◇◇全席でのシートベルト着用！◇◇

シートベルトは、全席で着用が義務付けられています。安全運転をしても交通事故に巻き込まれる可能性がありますので、命を守るためにも自らシートベルトを着用しましょう。

### 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### ◇◇自転車安全利用五則を守りましょう！◇◇

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※ 自転車で歩道を通行できる場合は、幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者、または身体障害者が運転する場合など

#### ◇◇反射材等を活用しましょう！◇◇

自転車等を夕方や夜間に利用する場合は、自分の存在を車のドライバーに伝えるために、反射材用品の取付や確実なライトの点灯を心がけましょう。

**4月10日(水)は『交通事故死0を目指す日』です**

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp